

都市計画法第43条許可申請について

1. 提出部数 2部（正本1部・副本1部）
 2. 提出書類 （○は必須、△は場合により必要です。）

No.	図書の名称	市街化 調整区域
1	許可申請書	○
2	理由書及び必要に応じて根拠となる資料	○
3	位置図（位置が明確なもの）	○
4	土地利用計画図 （開発許可申請の土地利用計画図及び造成計画平面図に準じること。地番（当該地の周辺地番も含む）、敷地寸法、現況高、計画高、計画勾配、予定建築物等の配置などを表示）	△
5	建築物面積計算表（建築面積・のべ床面積）	△
6	排水処理計画書・浸透枘詳細図	△
7	予定建築物等配置平面図	△
8	予定建築物等各階平面図、立面図	△
9	土地登記簿謄本（分筆が伴う場合は分筆後）	○
10	上記の公図及び地積測量図	○
11	既存建物の登記簿謄本または家屋の評価証明（課税年度がわかるもの）	○
12	既存建築物等配置平面図	○
13	既存建築物等各階平面図、立面図	○
14	既存建築物写真（外部各方向と内部～写真撮影方向記入：建物の用途が確認できること）	○
15	昭和45年12月28日以降の建築物については、建築確認の写しと検査済証の写し	○
16	法人登記簿	△
17	定款	△
18	現地目証明（登記の地目が宅地以外の更地の場合）。なお、現況が農地の場合は農地転用の手続きが必要です。	△
19	農業振興地域整備計画図又は変更通知等、農用地でないことが確認できるもの。農振地域農用地の場合は除外の手続きが必要です。	△
20	法人又は組合等にあつては、当該建築物を建てる旨の役員会又は総会の議事録又は議決書	△
21	歩道切り下げ・上下水の事前協議	△
22	土地所有者が違う場合は、土地所有者の承諾書及び印鑑証明	△

3. 処理日数 請求受理后2週間程度

注：建築確認申請時に本証明書の写しを添付してください。建築確認と本証明手続の内容が異なると、本証明を取り直さなければなりません。